

# 組織規程

制定 2017年7月26日

## (目的)

第1条 この組織規程（以下 規程 という）は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAKという）の運営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

## (加盟団体及び所属団体等)

第2条 加盟団体とは、定款42条に定める団体を言い、所属団体数に応じた会費を毎年、指定する期日までに納入する団体を言う。

2. 賛助会員、協賛会員とは定款42条の定める団体を言い、その運営は別途定める協賛会員規程による。
3. 所属団体とは、加盟団体規程により会員を有し会費を毎年、指定する期日までに納入する団体を言う。

## (新規加盟団体)

第3条 SAKに新規に加盟する団体は、次の各号の条件を有すること。ただし、特別な事情あるときは、理事会が認めるものにあつては、この限りでない。

- (1) 新規加盟費の納入が可能なこと
- (2) 所属団体を2以上有していること
- (3) 市町村の体育協会に加盟していること

## (ブロック)

第4条 SAKの運営を円滑にするため、加盟団体の属する地域性を考慮してブロックを置く。

2. ブロックは地域を表す単位とし、次に掲げる群市町村の加盟団体で構成する。ただし、高体連は、SAK事務局の所在する地域に属するものとする。

- (1) 川崎ブロック：川崎市
- (2) 横浜ブロック：横浜市、高体連
- (3) 県央ブロック：相模原市、大和市、座間市、厚木市、綾瀬市、海老名市、愛甲郡
- (4) 湘南ブロック：横須賀市、三浦市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、三浦郡、高座郡
- (5) 県西ブロック：小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、中郡

3. ブロックの運用については別に定めるブロック運用規程による。

## (組織単位)

第5条 SAKは、執行を円滑に行うため次の組織単位を置くことができる。

- (1) 総務本部
- (2) 教育本部
- (3) 競技本部
- (4) 各種委員会

(組織図)

第6条 SAKの組織は、表－1の組織図のとおりとする。

(業務分掌)

第7条 各組織単位の業務分掌は、別に定める職務分掌規程による。

(職位)

第8条 SAKは、必要により次の職位を置くことができる。

- (1) 総務本部長
- (2) 総務副本部長：事務局長とする。
- (3) 教育本部長
- (4) 教育副本部長
- (5) 競技本部長
- (6) 競技副本部長
- (7) 事務局長：総務副本部が兼ねる。
- (8) 各委員長：各部会メンバーを構成する。
- (9) 各副委員長：各部会メンバーを構成する。

2. この規程に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、理事会の決議を経てこれを置くことができる。

(職位者の権限)

第9条 各職位者は、理事会の指示、管理及び監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負うものとする。

2. 職務の遂行に必要な職務権限は、別に定める職務分掌規程による。

(本部長、副本部長、委員長、副委員長の職務及び権限)

第10条 本部長は常務理事があたり、会長、副会長、専務理事及び総括常務を補佐し、日常の業務を掌理する。

2. 副本部長は本部長を補佐し日常業務を円滑に遂行する。

3. 委員長は本部長、及び副本部長を補佐し、委員会の職務に基づき円滑に事業を推進する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、日常業務を円滑に進める。

(監事の職務及び権限)

第11条 定款第26条の定めるところによる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。